

第24回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日（月）午後3時00分～午後3時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 國府田論 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 32号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 報告第 33号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第24回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第24回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番清水和夫委員、同じく3番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第67号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第67号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年6月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。本件につきましては先日代理人より、譲渡人の相続手続きは既に完了していたとの連絡を受けました。したがって議案書の故人名の部分を削除願います。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。6月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査をいたしました。現地は不耕作地でしたが、今回の売買が成立することで、新たな耕作者により管理されることとなりますので、そちらを踏まえた上、審議を宜しく願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。6月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（清水委員挙手）</p> <p>はい、清水委員。</p>
<p>2番（清水）</p>	<p>参考までに売買価格を教えてくださいませんか？</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>申請書には全体で〇〇万円との記載がございます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局よ</p>

会長（天谷）	り説明をお願いします。
事務局(國府田)	<p>議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年6月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
6番（武井）	<p>6番、武井です。6月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字中野字下中野地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は市街地近傍に位置し、農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから19ページを参照してください。以上です。
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

6番 (武井)	<p>6番、武井です。6月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字中野字雷、二丁免及び堀田谷戸地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10から14ページを参照してください。申請地は全て第1種農地と判断されますが、鉄塔建替工事の為の一時転用です。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(天谷雄一委員挙手)</p> <p>はい、天谷委員。</p>
4番 (天谷雄)	<p>議案書記載の完了年月日まで転用がされるのですか。また今後、青地除外の申請等が出てくるのですか。</p>
事務局(國府田)	<p>本件は一時転用なので、議案書記載の完了年月日は、その日までに、農地への復元を完了することを意味しています。また、青地の除外については農業振興課が担当してしますので、農業委員会に申請がされるわけではありませんが、今後新たに鉄塔が建つ部分については、おそらく農業振興課へ青地の除外申請がなされるものと思われま</p>
会長 (天谷)	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、20ページから23ページを参照してください。以上です。</p>

<p>会長（天谷）</p> <p>10番（横山）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>10番、横山です。6月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料の20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p> <p>事務局（國府田）</p> <p>会長（天谷）</p> <p>5番（諸井）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について、事務局より説明願います。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、24ページから27ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p> <p>5番、諸井です。6月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字中野字毘沙門地内、案内図は資料の24ページ、付近状況図は25ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落に接続した分家住宅ということで、不許可の例外に当たります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第32号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第32号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年6月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、28ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして、報告第33号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第33号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年6月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、28ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第24回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和元年7月12日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 清水 和夫

委員 松島 章倫